

特定非営利活動法人 日本がん口腔支持療法学会 定款施行細則

2018年6月3日 制定
2019年7月20日 改正
2019年10月6日 改正
2020年5月16日 改正
2020年10月1日 改正

(総則)

- 第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本がん口腔支持療法学会（以下「当学会」という）の定款の運用、ならびに運営に必要な事項について定めるものとする。
- 2 運営上重要な個別の事項については別に規程を設け、本細則にその旨を記載する。

(規程)

- 第2条 旅費支給の基本方針について定めるため、理事会は、別に「内国旅費規程」を設ける。外国旅費については当面の間、その都度理事会にて協議を行った上で支給するものとする。
- 2 寄附金の取り扱いに関する基本方針について定めるため、理事会は、別に「寄附金受入規程」を設ける。
- 3 賛助会員の取り扱いに関する基本方針について定めるため、理事会は、別に「賛助会員規程」を設ける。
- 4 名誉会員の推薦・決定の手続きについて定めるため、理事会は、別に「名誉会員規程」を設ける。
- 5 当学会の著作物について、転載利用をする場合の申請手続きおよび許諾等の基準を定めるため、理事会は、別に「著作物の転載許諾に関する規程」を設ける。
- 6 当学会が専門家に依頼する講演・ファシリテーター、外部委員等、ならびに本会運営上必要である臨時的な労務の対価として支払う謝金についての基準を定めるため、理事会は、別に「謝金規程」を設ける。

(学術集会)

- 第3条 当学会は年度に1回の定期学術集会を開催する。
- 2 学術集会は学術集会会長（以下会長という）によって統括される。
- 3 会長及び副会長の選任は理事会で行う。
- 4 会長、次期会長及び次々期会長は在任中に開催される理事会に出席し、学術集会の運営に関する事項の審議において意見を述べることができる。ただし、理事でない場合には、議決に参加することはできない。

(細則の公表)

第4条 理事会は、この細則に基づいて規程を設け、もしくは、これを変更又は廃止したときは、学会ホームページで会員の閲覧に供するなど、適宜の方法でこれを会員に周知する。

(細則の変更等)

第5条 この細則は、理事会の議決によって変更又は修正することができる。

附則

この細則は、2018年6月3日より施行する。

この細則は、2019年7月20日より施行する。

この細則は、2019年10月6日より施行する。

この細則は、2020年5月16日より施行する。

この細則は、2020年10月1日より施行する。